

○自動車安全運転センター都道府県事務所長の証明する交通事故証明書が得られない場合の取扱いについて

昭和 51 年 2 月 10 日地基補第 47 号  
各支部事務長あて 補償課長

昭和 51 年 2 月 10 日地基補第 46 号をもって通知されたとおり、昭和 51 年 1 月 1 日から自動車安全運転センターが交通事故証明業務を行うことになったので、これに伴う標記の件について自動車保険料率算定会と協議した結果、「警察署長の証明する交通事故証明書が得られない場合の取扱いについて」（昭和 44 年 4 月 14 日地基補第 213 号）による取扱いと同様、支部長が調査した事実に基づいて作成した証明書をもって代えることができるとされたので、通知する。

(参考)

警察署長の証明する交通事故証明書が得られない場合の取扱いについて

昭和 44 年 4 月 14 日地基補第 213 号

各支部事務長あて 補償課長

標記の件について、自動車保険料率算定会に照会したところ別添のとおり回答があつたので、通知する。

(別添)

昭和 44 年 4 月 10 日

自賠 44-459 号

地方公務員災害補償基金

理事長 大野連治殿

自動車保険料率算定会

自動車損害賠償責任保険部

部長 小山田義一

警察署長の証明する交通事故証明書が得られない場合の取扱い

について

3月31日付地基補第188号でご照会を受けました掲題の件、下記のとおりご回答いたします。

記

既にご高承とは存じますが、貴基金との間の調整規定は、原則として、労働者災害補償保険と同様の取扱いをすることを以つて取決めされており、交通事故証明書につき、労働者災害補償保険との調整規定においては、労働基準監督署長が調査した事実に基づいてなした証明書であれば、警察署長の証明に代えることができるとされております。

従って、貴基金が損害賠償額の請求を行なわれるのに当り、警察署事故証明書の取得が不能の場合は、貴基金支部長が調査した事実に基づいて作成した証明書を以つて代えることができるものといたします。